被扶養者結核療養費
国保負擔を決定
〝打切り措置撤回〟運動を推進

昭和二六年結核予防法相殺が見込まれている。の打切措置撤回」を要望の制度は来続けられて来た国保負担金の公費負担を今回県は財政難を理由に八月一日より一部の制度は来続けられて来た結核患者療養費の公費負担を今回県は財政難を理由に八月一日より一部患者の負担停止を決定した。こんど停止された範囲は健康、船員、労災、日雇、共済の被保険者とその被扶養者である。従って今後節記社会保険の被保険者については、それぞれの保険が負担するとしたが、これは国民健康保険の発病者の分について市は国の医療費算定の蔭に隠れて、国庫負担の一部を負担することを決定したので患者は新たな負担増とならないように市国保は年額約四〇万円の負担増になること、また、この問題は「点数、薬価」という文字をよく見て、今後節記社会保険の被保険者については、それぞれの保険が負担するとしたが、これは国民健康保険の医療費算定の蔭に隠れて、国庫負担の一部を負担することを決定したので患者は新たな負担増とならないように市国保は年額約四〇万円の負担増になること